

II 豊かな心の育成

※東部教育事務所「生徒指導のページ」

※「I's2019～いじめ・自殺・暴力行為対応ハンドブック～」
(埼玉県教育委員会)

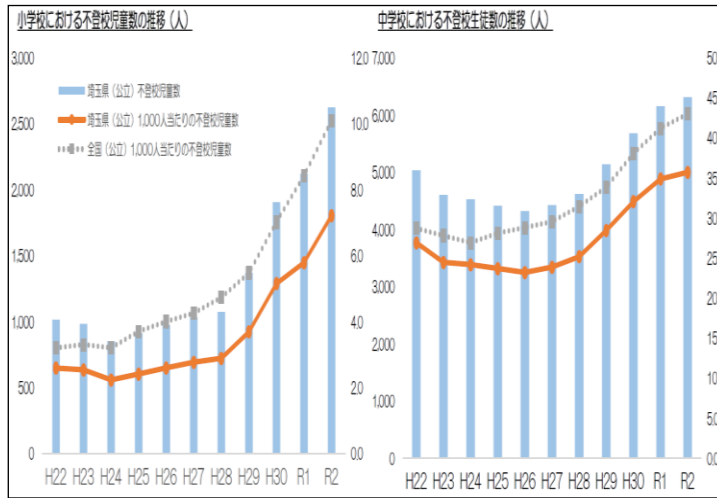


1 生徒指導の充実

参考資料：令和3年度第2回生徒指導に関する調査結果【4/1～12/31】

(1) 埼玉県の現状と課題解決へ向けて

ア 不登校児童・生徒の減少へ向けて



□ チーム学校の構築

- ・教育相談体制
- ・校内のコーディネーター役の確立
- ・個に応じた対応
- ・関係機関の強みを生かした連携
- 新たな不登校を生まないために
 - ・分かる授業
 - ・信頼関係の構築
 - ・学校種間の円滑な接続
- ※「埼玉県学力・学習状況調査活用リーフレット」参照
- 「埼玉県学力・学習状況調査データ活用事業」から見えてきたこと
 - ・「教員からの承認」
 - ・「教員が自分を認めてくれること」
 - ・良好な人間関係を築ける力の育成

不登校児童生徒への支援の在り方について (通知) 【元文科初第698号令和元年10月25日付】
・社会的自立 ・魅力あるよりよい学校づくり ・不登校児童生徒に対する多様な教育機会の確保

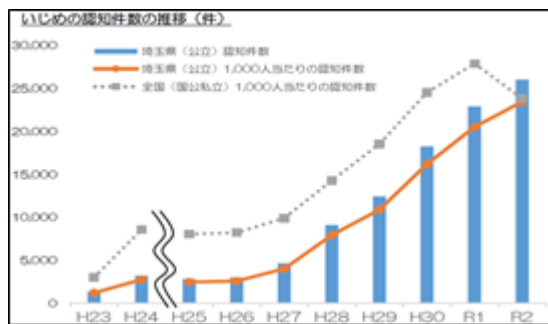
※「不登校重大事態に係る調査の指針」

※[登校支援サイト](#) (埼玉県教育委員会)

ログインID等については令和3年11月26日付 教生第551号参照

生徒指導課ホームページから
ログイン
※各種資料もダウンロード可

イ いじめ防止対策について



いじめ防止対策の推進に関する調査結果に基づく勧告を踏まえた対応について (通知) 【29初児生第42号 平成30年3月26日付】

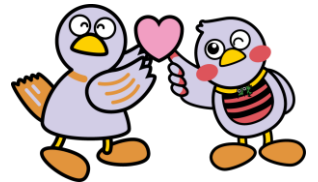
- 1 いじめの正確な認知の推進
 - 2 重大事態の発生報告など法等に基づく措置の徹底
 - 3 教職員、児童生徒及び保護者に対するいじめ防止対策の周知の徹底
- ※いじめの認知と対応が適切に行われなかったために重大な結果を招いた事案がまだ発生している。
※教育委員会及び学校において、いじめの正確な認知に向けた取組が不十分な実態がみられたことや、法のいじめの定義を限定的に解釈していると考えられたり、いじめの認知漏れと考えられたりする実態がみられた。

□ 「学校いじめ防止基本方針」の活用によるいじめ撲滅の推進

※「[いじめ防止対策推進法](#)」(平成25年法律71号)

※「[埼玉県いじめの防止等のための基本的な方針](#)」(埼玉県教育委員会)

※[いじめ通報窓口](#) (埼玉県教育委員会)



□ 「絆づくり」と「居場所づくり」によるいじめの撲滅の推進

□ 早期発見に向けた取組の充実 (いじめアンケート等の積極的かつ効果的な活用 ※回答用紙を5年間保存)

- ・「いじめ・自殺・暴力行為対応ハンドブック I's 2019」の「いじめ発見チェックシート」を活用し、いじめの早期発見に向けて児童生徒へ意図的な声掛けをする。
- ・「いじめを認知した際の具体的な対応」を活用し、いじめの解消に向けた校内体制を確立する。
- ・「いじめの未然防止に向けた取組」を活用し、いじめの早期発見・早期対応、家庭・地域との連携等の体制を構築する。

□いじめの解消に向けて

- ・いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月を目安）継続していること
- ・被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
- ・家庭等と連携して組織的に対応すること

□重大事態への対処

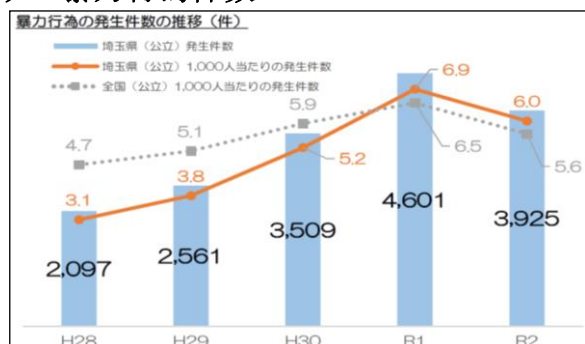
※「[いじめの重大事態の調査に関するガイドライン](#)」（文部科学省）

□いじめに関する各種参考資料の活用

※[生徒指導支援資料](#)（国立教育政策研究所）

※[生徒指導リーフ](#)（国立教育政策研究所）

ウ 暴力行為件数



※[生徒指導提要](#)（文部科学省）

【小学校及び義務教育学校（前期課程）】

□全職員共通理解・共通行動のとれる校内体制の整備

□組織で行う積極的な生徒指導

【中学校及び義務教育学校（後期課程）】

□生徒指導體制の一層の整備

□医療・福祉を含めた関係機関との連携

（2）積極的な生徒指導の一層の推進に向けて

生徒指導の目標である自己指導能力の育成を目指すためには、日々の教育活動において、①児童生徒に自己存在感を与えること、②共感的な人間関係を育成すること、③自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助することの3点に留意することが求められている。

□教育課程における生徒指導の位置付けが明確

□多面的・総合的な一人一人の児童生徒理解

□一人一人の児童生徒にとって「分かる授業」の成立に向けた創意工夫

□一人一人の児童生徒を生かした意欲的な学習の成立に向けた創意工夫



（3）校内生徒指導體制の充実と強化に向けて

管理職のリーダーシップの下、自校の実態に応じた現状と課題を把握し、個々の教職員の指導力の向上を図りながら、機能的かつ機動的な生徒指導體制を確立させることが重要である。

□的確な児童生徒理解を基盤とした、毅然とした指導と粘り強い指導の推進

□生徒指導全体計画の整備・充実と年度の重点の明確化及び、緊急時の対応マニュアルの周知徹底

□問題の早期発見・早期対応及び指導方針、指導方法、見通しなどの明確化と組織的な指導・援助の実践

□生徒指導の中核となる教育相談体制の整備・充実と、教職員一人一人の指導力の向上を図る研修の充実

※[児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査](#)（埼玉県教育委員会）



(4) 情報モラル教育の充実に向けて

【県内のスマートフォン等の利用状況】参考 [スマートフォン等に関する調査について \(埼玉県教育委員会\)](#)

- ① 学校における「児童生徒自身によるネット利用ルールづくり活動」について
→小・中学校では、**ルールづくり活動の実施率は5割程度**
- ② インターネットの利用時間とネットトラブルの関係について
→平日1日3時間以上インターネット利用の児童生徒、**ネットトラブルを多く経験**(3時間未満の児童生徒比)
- ③ 家庭におけるスマートフォン等の利用ルールについて
→家庭のルールを「守っている」と回答した児童生徒の方がネットトラブルを回避しやすい傾向
- ④ スマートフォン等の使い方について学校の授業などで教えてもらった状況について
→学校対象の意識調査「情報モラル教育をほぼ全ての学校が実施している(小学校 97.2%、中学校 97.2%)」
児童生徒対象の意識調査「学校で教えてもらっている(小学4年生 50.3%、小学6年生 77.3%、中学2年生 83.6%)」 **※結果に差がある。**
- ⑤ ネット依存の疑いのある児童生徒の状況について
→小学4年生の1.7%、小学6年生の3.0%、中学2年生の4.6%がネット依存の疑いあり

□ [インターネットトラブル事例集 \(総務省\)](#)

□ 学校における携帯電話の取扱いについて (埼玉県教育委員会)

・ [県立学校に対する「学校における携帯電話の取扱いに関する基本的指導方針」](#)について

・ [県内市町村教育委員会の携帯電話の取扱いに関する好事例等の情報](#)

□ 児童生徒のネットトラブル未然防止のための啓発資料 (埼玉県教育委員会)

・ [埼玉県ネットトラブル注意報](#)

・ [お子さんのスマートフォンだいじょうぶ?](#)

□ 児童生徒自身によるネット利用ルールづくり活動 (埼玉県教育委員会)

・ [ネットトラブル防止に向けて子供が主体的にネット利用を考える取組](#)

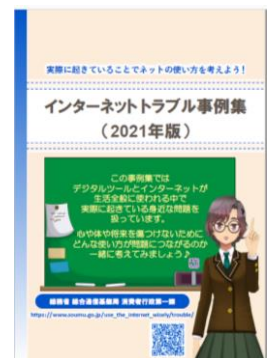
□ [埼玉県ネットアドバイザーの派遣 \(埼玉県「子供安全見守り講座」\)](#)

□ [教師が知っておきたい子どもの自殺予防 \(文部科学省\)](#)

□ [子供の自殺が起きたときの緊急対応の手引き \(文部科学省\)](#)

□ [かけがえのない子供たちを守るための教育長動画メッセージ](#)

<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2209/kakegaenonai.html>



2 道徳教育の推進

※東部教育事務所「道徳のページ」

(1) 教育活動全体を通しての道徳教育の推進

□ 校長の道徳教育における方針の明確化

□ 道徳科と各教科等との関連を図った道徳教育の全体計画や道徳科の年間指導計画の工夫改善

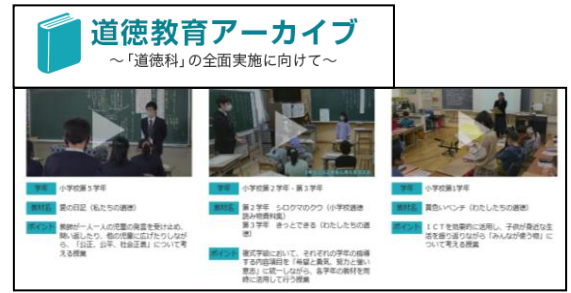
□ 道徳教育推進教師を中心とした校内研修体制及び指導・評価体制の充実

□授業改善のための参考となる資料

※[文部科学省 道徳教育アーカイブ](#)

□道徳コーナーの設置等、道徳教育に関する環境の整備・充実

□基本的な生活習慣や社会生活上のきまり、新型コロナウイルス感染症に起因する差別や偏見、基本的なモラルの育成などに関わる道徳的実践の指導



(2) 道徳教育の「要」としての道徳科における指導の充実

□児童生徒理解に基づき、実態を把握し指導に生かす工夫

□学級における指導計画の作成と活用

※[埼玉県小・中学校教育課程編成要領](#)

□道徳教育推進教師を中心とした全教職員の協力による、道徳教育の全体計画とそれに基づく道徳科の年間指導計画の作成と改善

□自校の実態に応じ、重点化を図る必要がある内容項目の指導の充実

□問題解決的な学習など、多様な指導方法の工夫

□道徳教育との関連を図りながら行う計画的・発展的な指導と評価の工夫

□「[私たちの道徳](#)」の創意ある積極的な活用

□県独自の道徳教材である「[彩の国の道徳](#)」の活用及び心に響く教材の収集と活用



New 彩の国の道徳「[未来に生きる](#)」について（令和4年3月刊行）

- ・ 彩の国の道徳「[心の絆](#)」について
- ・ 道徳教育指導資料集「[彩の国の道徳](#)」「[学級づくりの羅針盤](#)」について

□「[匠の技](#)」の積極的な活用

- ・ 道徳教育指導資料集「匠の技」小学校版・中学校版

□書いたり、話し合ったりする言語活動の充実

※[言語活動の充実に関する指導事例集（文部科学省）](#)

□話し合いを深める、体験活動を生かすなどの多様な指導方法の工夫



□管理職や養護教諭等の授業参加、地域の人材活用、TTによる指導体制の工夫改善等

□児童生徒に自らの成長を実感させ、意欲の向上につなげる評価

- ・ 評価の視点
 - ①物事を多面的・多角的な見方へと発展しているか
 - ②道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているか
- ・ 評価の在り方（児童生徒を励ます個人内評価）
- ・ 評価の工夫（道徳ファイル等の記録の蓄積、学年ごとの評価方法等の明確化）

【参考資料】

※[埼玉県小学校教育課程指導・評価資料（道徳）](#)

※[埼玉県中学校教育課程指導・評価資料（道徳）](#)

(3) 家庭や地域社会との連携

- 道徳科の授業公開や広報活動（道徳通信の活用）
- 保護者・地域住民の授業参加や協力
- 家庭用「彩の国の道徳」の積極的な活用
- 地域教材(道徳郷土資料等)の開発と活用
- 家庭や地域社会と連携した取組の充実

※ 「埼玉の子ども70万人体験活動」や「学校応援団」等



3 人権教育の推進 ※東部教育事務所「人権教育に関すること」

(1) 教育活動全体を通じた人権教育の推進

- 自校の人権教育推進上の課題の明確化と人権教育推進組織の確立
- よさや違いを認め、個性が生きる授業の創造
- 人権教育の中に位置付けた同和教育の推進
- 自他の大切さが実感できる環境の整備



(2) 全体計画・年間指導計画の作成・改善・充実と着実な実践

- 児童生徒及び地域の実態を把握し、様々な人権課題を解決するための具体的な目標の設定
- すべての教育活動と連携した全体計画の作成
- 県の示す9つの人権教育上の視点（人間の尊厳・価値の尊重、生命尊重、自己尊重の感情、共感と連帯感、公平・公正、多様性の尊厳・共生、コミュニケーション能力、権利と責任、参加・参画）を年間指導計画に位置付け、年間を通じた計画的な実施
- 学校間の連携・交流、ボランティア活動などの社会体験、自然体験、高齢者や障害者等との交流活動などによる豊かな体験活動の充実
- 本県の特徴を生かした「彩の国の道徳」等の資料を活用した人権教育の実施
- 地域の学習機関や学習環境の積極的活用
- 児童生徒や地域の実態及び教科等のねらいとの関連を図った全体計画・年間指導計画の見直し・改善・充実
- ヤングケアラー支援・児童虐待防止に向けた研修
- ヤングケアラーハンドブック「ヤングケアラーってなに？」の活用



(3) 指導内容・指導方法・改善と人権感覚育成プログラム等の活用

- [「人権感覚育成プログラム」](#) [「人権感覚育成プログラム増補版（学校教育編）」](#)等の参加型学習の実施
- 個別の人権課題に関する学習教材や指導方法の研究開発
- 学習指導案に「人権教育上のねらい、視点、配慮」を位置付けた効果的な実践
- 事例研修会、授業研究会、[東部地区人権教育実践報告会](#)等による教職員の指導力の向上
- [「人権教育啓発資料」](#) [「児童虐待防止指導実践事例集」](#)等を活用した研修の推進
- 人権課題ごとに指導者を招き、個別の人権課題についての理解を深める研修の実施
- 自校の人権教育のねらいや実施内容・方法等について、保護者・地域への理解の促進と人権意識の啓発（学校開放の機会や学校だより等の活用）
- [家庭用「彩の国の道徳」](#)等の活用を呼びかけるなど、道徳で扱う教材をきっかけとした家族愛や親子の触れ合いの大切さの啓発と家庭との連携

